

佐賀県教育委員会訓令甲第1号

本 庁
教育事務所

教育委員会事務局専決規程（平成7年佐賀県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(各課長等共通専決事項)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 課長及び室長は、次に掲げるもの（室長にあつては第10号に掲げるものを除く。）を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 許可<u>(公益信託の引受けの許可を除く。)</u>、認可、免許、登録、認定等及びそれらの取消し並びにそれらに係るものの解散、閉鎖、停止その他の行政処分に関すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>(教育総務課長専決事項)</p> <p>第6条 教育総務課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p><u>(18) 教育委員会の所管に属する公益信託に関すること。</u></p> <p><u>(19)～(31) 略</u></p>	<p>(各課長等共通専決事項)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 課長及び室長は、次に掲げるもの（室長にあつては第10号に掲げるものを除く。）を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 許可、認可、免許、登録、認定等及びそれらの取消し並びにそれらに係るものの解散、閉鎖、停止その他の行政処分に関すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>(教育総務課長専決事項)</p> <p>第6条 教育総務課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p><u>(18)～(30) 略</u></p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。